

# 告示

埼玉県告示第九百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PEONY WALK 東松山

ケーズデンキ ピオニウオーク東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目三番地外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役社長 前村哲路

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計七十六者

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計七十六者

## ハ 変更年月日

平成二十五年二月二十一日

## ニ 届出年月日

平成二十五年六月二十日

## 二 縦覧期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課